

健康

健康課からのお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

高齢者用23価肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種）

対象者

- ①令和3年度中に右表の年齢に達する人
 - ②60～64歳で心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい、身体障害者手帳1級に該当する人
- ※対象者には、個別に予診票をお送りします。

接種期間

- ①の対象者……4月1日～令和4年3月31日
 - ②の対象者……65歳を迎える年度の末日まで
- ※接種期間を過ぎると任意接種扱いとして全額自己負担となります。

令和3年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種対象者 *過去に、23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は除きます	
65歳	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生
70歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生
75歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生
80歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生
85歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生
90歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
95歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生
100歳	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生

4月下旬に予診票を発送します

接種期間は4月1日からですが、令和2年度高齢者肺炎球菌任意接種の3月末までの接種者を確認してから発送します。そのため、予診票の発送が4月下旬になりますのでご了承ください。



- 接種回数 1回
- 接種費用 2,000円

※生活保護世帯や市民税非課税世帯に該当する場合は、接種料金が無料になります。接種前に本人確認ができるもの（健康保険証・運転免許証など）を持参し、健康課または各支所まで申請してください。該当者には「免除証明書」を発行します。

接種方法 医療機関に事前予約し、当日は予診票、健康保険証、自己負担免除者は免除証明書を持参してください。

実施医療機関 ・三豊市・観音寺市内の協力医療機関
・県内の協力医療機関

風しんの抗体検査・予防接種が無料で受けられます！

風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。成人が感染すると、小児に比べて発熱や発疹などの症状が重くなる場合があります。また、妊娠早期の妊婦が感染すると、出生児が先天性風しん症候群になる可能性があります。感染を拡大させないためには、社会全体が風しんへの抗体力を持つことが重要です。

現在、公的な接種を受ける機会がなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの抗体検査および予防接種を実施しています。対象者には、令和元年から令和2年にかけて「風しんにおける抗体検査券および予防接種クーポン券」を送付しています。クーポン券は、令和3年度も利用できますので、同封している「風しんの抗体検査・予防接種のお知らせ」のフロー図に沿って、実施してください。

紛失などのため再発行が必要な人は、健康課までお問い合わせください。

実施できる場所

- ・三豊市・観音寺市内の実施医療機関や全国の協力医療機関
- ・市や職場で受ける健康診断の機会

風しんから、あなた自身と周りの人を守るためにできること

- ①あなたが風しんへの抗体力(免疫)があるかチェックするために、抗体検査を受けましょう。
- ②風しんへの抗体力が無かった場合、風しんへの抗体力をつけるため、予防接種を受けましょう。



くらし

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

令和3年度の保険料は月額16,610円
毎月の保険料は、現金、口座振替、クレジットカードで納めることができます。また、6カ月、1年など定められた月数分をまとめて前払いすると、割引が適用されてお得です。詳しくは、市民課、各支所または年金事務所へお問い合わせください。
学生納付特例制度について
20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。承認期間は4月から翌年3月までです。対象は、学校教育法に規定する学校の在学学生です。
申請の手続き
年金手帳またはマイナンバーカードなど、学生証のコピー（有効期限が表記されているもの）または在学証明書（原本）、本人確認ができるものを持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。

老齢基礎年金の受給額に反映されません。
免除期間
出産（予定）日が属する月の前月から4カ月間※多胎妊娠の場合は、出産（予定）日が属する月の3カ月前から6カ月前
※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいい、死産、流産、早産の場合を含みます。
届出時期
出産予定日の6カ月前から可能
申請の手続き
年金手帳またはマイナンバーカードなど、本人確認ができるもの、母子健康手帳を持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。
社会保険労務士による無料年金相談
●日時・場所
4月14日（水）危機管理センター
4月27日（火）山本庁舎
午前10時～午後3時
●持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要。
●申し込み・問い合わせ
街角の年金相談センター高松オフィス
☎087（811）6020

お知らせ

国民健康保険 保険証の更新・人間ドックのお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

保険証と高齢受給者証の一体化により、保険証の更新時期が変わります
被保険者や保険医療機関などの利便性の向上のため、8月から国民健康保険の被保険者証（保険証）と高齢受給者証を一体化します。それに伴い、令和3年度から保険証の更新時期が、8月1日になります。新しい保険証は7月中に送付します。4月の更新はありませんのでご注意ください。
70～74歳の人へは、被保険者証1枚で高齢受給者証を兼ねる「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を7月中に送付します。
国保人間ドックの申し込みについて
対象者
国民健康保険加入者で、昭和22年4月1日～昭和57年3月31日生まれの人
※保険証の適用開始年月日が令和3年4月1日以前の人に限りです。
※案内は3月下旬に対象者のいる世帯へ郵送しています。
申し込み方法
●今回から、コールセンターへの電話申し込みのみとなります。
3月下旬に郵送した案内文書に記載の専用電話番号に電話をかけて申し込みください。
申し込み期間 ※期間厳守
4月2日（金）～4月15日（木）
※平日の午前9時～午後6時